



令和8年度 久留米市職員採用試験案内

【会計年度任用職員（事務職）】

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	主な勤務箇所	職務内容	採用予定人員
事務職	商工観光労働部 観光・国際課 (久留米市庁舎 11 階)	観光・国際課の事務に関すること (電話対応、パソコン入力、書類作成・整理等)	1 人

- (1) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (2) 久留米市が、職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。

2 試験の日程及び方法

試験科目	試験日時・会場	方法・内容
筆記試験 (30 分程度)	8 月 7 日 (金) 午後 4 時 15 分集合 久留米市本庁舎 1 1 階 商工観光労働部総務 (久留米市城南町 15-3) 電話 0942-30-9131	仕事に求められる「知識能力」「学力」を総合的に判定します。出題分野は、人文・社会、自然に関する一般知識ならびに文章理解、数的能力、推理判断能力です。
面接試験		面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接のなかで、申込時に提出された面接カードの内容について質疑応答を行います。

- (1) 試験の日程・会場は予定です。応募者が多かったとき等は、日程を変更させていただく場合があります。変更があった場合は、別途お知らせします。
- (2) 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、8 月 3 日（火）午後 5 時 15 分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

3 受験資格

試験区分	受験資格
事務職	不問

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付職員もしくは任期付短時間勤務職員として勤務する人で、令和 8 年度に任期を有する人は受験できません。
- (2) 上記の受験資格があっても、地方公務員法 16 条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3 ページに記載しています。

4 給与及び主な勤務条件等

種 類	内 容
給 与	日 額：7,506 円（地域手当相当の報酬を含む） 諸 手 当：期末手当、勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当等あり
勤務時間	1 日 6 時間（週 3 0 時間） ※休憩時間を除く
任用期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
休 日 等	原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始
休 暇 等	年次有給休暇、特別有給休暇等があります。
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険

① 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

5 申込受付期間及び受験手続

（１）申込受付期間

令和 8 年 7 月 2 1 日（火）～ 令和 8 年 8 月 4 日（火）

- 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません）
- 郵送の場合は、8 月 3 日（月）消印有効

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

（２）受験手続

「受験申込書（要写真貼り付け）」、「面接カード」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。

① 持参する場合

久留米市商工観光労働部総務（久留米市役所本庁舎 1 1 階）に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市商工観光労働部総務宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。

（３）受験番号票の交付

受験番号票は、試験当日に交付します。

6 採用候補者名簿への登載及び任期等

任 期 等
最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間任用されます。なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要があるときは、原則 2 回最大 4 回まで再度の任用をする場合があります。
※任用された職（ポスト）が廃止された場合は、再度の任用は行いません。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 最終合格者発表

(日時) 8月17日(月) 10時00分

(方法) 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 不合格者(すべての科目を受験した人に限ります。)
- ② 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を久留米市商工観光労働部総務まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 合格発表の日から1ヵ月間

8 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

9 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市本庁舎11階 久留米市商工観光労働部総務
【電話】0942-30-9131(直通) 【FAX】0942-30-9707
【メールアドレス】syousou@city.kurume.lg.jp

試験会場(久留米市役所) 案内図

